

メンバーズ定期積金

平成29年4月1日現在

1 商品名	メンバーズ定期積金
2 販売対象	組合員の個人(限定)
3 契約期間	1年、2年、3年、4年、5年
4 契約金額	30万円以上
5 取扱期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
6 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	契約期間内で掛金を分割受入、掛金は毎月一定額とします。 払込定額式…定額(※預入金額は窓口でおたずねください。) 1円
7 払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。
8 利息 (給付補填金) (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	預入時の定期積金の店頭表示利率に+0.15%を満期日まで適用します。 満期日以降に一括して支払います。 計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に利率を乗じて計算します。
9 手数料	手数料の定めはありません。
10 付加できる特約事項	普通預金等から自動振替による受入ができます。
11 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満のもの 解約日における普通預金の利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上のもの 約定年利回り×60%(小数点第3位以下切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)
12 金利情報	金利は店頭の金利表示用モニターに表示しています。または窓口へご照会ください。
13 その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または当初契約時の店頭表示の利率(年365日の日割計算)の割合による遅延損害金をいただきます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・給付補填金について、20.315%の税金がかかります。(国税 15.315%・地方税 5%) ・マル優の取扱いはできません。 ・預金保険制度の対象商品です。預金保険によって元本1,000万円とその利息が保護の対象となります。(当組合に複数の口座がある場合、それらの預金元本を合計して1,000万円とその利息が保護の対象となります。)
<p>14 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務部にお申し出下さい。【フリーダイヤル】0120-745-530 受付日:月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間:午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットをご用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.hiroshima-kenshin.co.jp ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士 仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務部またはしんくみ相談所にお申し出下さい。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日:月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間:午前 9 時～午後 5 時

電話:03-3567-2456

所在地:〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1